

紀の国わかやま文化祭2021

問 「紀の国わかやま文化祭2021」開催を契機に、どのようなことを期待するか。

答 県内外から多くの方が加えられる中で、来県される方には、文化祭はもちろんのこゝと、自然や歴史、食のほか地域のおもてなし等を通して、和歌山県の魅力を堪能していただきたいと考えています。

また、県民の皆様には県内の様々な文化団体等の活躍を観て、聴いて、体験していただき、県内の文化芸術活動の輪が大きく広がることで心豊かな和歌山県を創造していきたいと考えています。



国土強靱化5か年計画

問 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対する知事の評価と決意はどうか。

答 今般、同対策として、事業規模15兆円程度の予算措置がなされたことは本県における国土強靱化を一気に進めるチャンスであり、この機会を逃すことなく、安全・安心な社会基盤を確実に次の世代に継承するために、本県の国土強靱化を

加速させていきたいと考えています。

旧南紀白浜空港跡地の利活用

問 空港跡地を防災公園として整備してはどうか。

答 旧南紀白浜空港跡地の利活用については、白浜町と連携して、観光地としての価値をより高めることを第一に考えてきました。

その上で、地域の観光産業との相乗効果が図れ、できるだけ高い集客力を持ち、地元雇用への貢献が見込まれる施設を誘致することが最もよいと考えており、それまでの間は、イベントでの活用など、いろいろな用途を引き続き考えていきます。

県内の情報通信網の現状

問 県内の情報通信網の整備はどの程度進んでいるのか。

答 令和2年3月末時点では、超高速ブロードバンドと携帯電話の居住地域における整備率は、共に世帯カバー率で99.9%となっています。携帯電話は、令和5年度末までに、携帯電話キャリアによる居住地域の整備が完了すると聞いています。

今後は、居住地域で超高速ブロードバンドが未整備の地域や、居住地域以外でも利用が見込まれかつ通信事業者にもメリットのある地域では、引き続き整備を促していきます。

県による県営住宅の共益費徴収

問 県による県営住宅の共益費の徴収に向けた進捗はどうか。

答 県では、共益費に関するアンケート結果等について、8月と9月に各団体の自治会を個別に訪問し、役員から意見を聞くとともに、10月に県が共益費を徴収することに関してのパブリックコメントを実施し、県民から意見を聞きました。

今後は、これらの意見を踏まえ、検討を行い、県が共益費を徴収できるように早ければ令和3年2月定例会での条例改正案の提出に向けて準備を進めていきます。

カジノを含むIR誘致の現状

問 事業期間中にIR事業を中止せざるを得ない事由などが起こった場合に県は財政負担を行うのか。

答 IRにおけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、IR事業者が負います。不可抗力事象が発生した場合は、原則として、IR事業者に生じた損害は事業者自らが負担します。また、IR事業者に何ら瑕疵がないにも関わらず、県が一方的にIR事業を継続できないような条例を制定すること等により、IR事業者が損失が生じた場合には、県が一定の財政負担を行うこととなります。

行政手続のデジタル化

問 本県における行政手続のデジタル化・簡素化の状況はどうか。

答 電子申請を既に導入している手続も含め、全庁調査に着手しているところです。

国においては、地方公共団体の情報システムの標準化などデジタル基盤の整備に向けた取組が進められており、引き続き、国の動向や他府県の状況を注視するとともに、情報格差にも配慮しつつ、各部署と協力しながら、行政手続のデジタル化・簡素化を推進していきます。

宇宙関連産業などの企業誘致

問 宇宙関連産業などの企業誘致を図るためにどのように考えているか。

答 これまでも新たな産業の創出による地域経済の振興と雇用の創出を目指して企業誘致を推進してきた中、串本町にロケット発射場ができることを契機として、宇宙関連産業等の集積に向けた気運が高まるものと考えています。

県としては、既存の企業用地の活用はもちろん、東京一極集中の衰えや製造業の国内回帰がある程度進むといった新しい世界の動きを今はチャンスと捉え、宇宙関連産業等をはじめとするハイテク企業の誘致に全力を挙げて頑張ります。

コロナ禍における自殺防止対策

問 コロナ禍における自殺防止対策の取組はどうか。

答 24時間の電話相談やSNSの活用など、対面することなく相談できる体制の周知に努めています。

さらに、保健所においては、感染の不安から訪問を躊躇される方に対し、電話相談に切り替えるなど、相談者に寄り添った対応を行っています。

自殺未遂者の再発防止を図るため、地域の救急病院の協力のもと、昨年度から開始した自殺未遂者に対する相談支援についても、退院後速やかに相談が始まるよう取り組んでいます。

感染防止の意識づけができる条例

問 自分を守り、他人に感染させないための感染防止の意識づけができるように条例を制定することについてどう考えるか。

答 感染防止のためには県民一人一人の自覚ある行動や取組が重要です。

条例は県民の権利を制限したものであると考えており、感染防止の取組は、状況の変化に応じて時宜にかなった取組を機動的に県民に呼び掛けていくことが、最も効果的な方法であると考えています。

令和元年度決算議案を認定

決算特別委員会では、令和元年度一般会計決算(歳入額:5563億余円、歳出額:5468億余円)のほか12特別会計の決算、及び公営企業決算(県立こころの医療センター事業会計など4事業会計)について、令和2年10月19日から21日まで審査を行い、決算議案を認定すべきものと決しました。

12月16日の本会議において、藤山将材委員長が、決算特別委員会における審査の経過・結果について報告を行い、採決の結果、決算議案が認定されました。

